相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字新村八五番地、最後の住所長野県松本市大字島立三九九一番地四

被相続人　亡　小野　厚志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

長野県大町市大町二五一一番地三大町商工会館二階　あおぞら法律事務所

相続財産清算人　弁護士　金枝真佐尋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県小野市万勝寺町九二六番地、最後の住所兵庫県小野市万勝寺町九二六番地の三

被相続人　亡　市村　穣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

事務所兵庫県小野市王子町二二番地一二一ーズハイツ王子一〇三号　弁護士法人菜の花支所　菜の花小野法律事務所

相続財産清算人　弁護士　若原　暁昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県五條市田園三丁目三一番地一五、最後の住所奈良県五條市田園三丁目三一番地の一五

被相続人　亡　松尾　大喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

奈良県橿原市内膳町一―一―一九セレーノビル二階　なら法律事務所

相続財産清算人　弁護士　朝守　令彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市庄内栄町三丁目二番、最後の住所和歌山県日高郡美浜町大字和田一一三八番地の一八〇　養護老人ホームときわ寮

被相続人　亡　岸本　孝治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

事務所和歌山県御坊市薗二九九番地一

相続財産清算人　司法書士　福田　常

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市秋根上町三丁目七二〇番地一、最後の住所山口県下関市三河町一〇番二五―二一二号　心の駅下関三河ホーム

被相続人　亡　石井　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

山口県下関市観音崎町一二番一〇号太陽生命下関ビル五階　島田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　島田　直行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市光月町一二番地、最後の住所長崎県佐世保市十郎新町一四番一号　十郎原住宅三番館一一二号

被相続人　亡　北村　信之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十七日

長崎県佐世保市木場田町三番三四号　土井総合ビル三階　横田雄介法律事務所

相続財産清算人　弁護士　横田　雄介

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一　対象土地　神戸市灘区記田町五丁目一番一六

対象建物　神戸市灘区記田町五丁目一番地一六家屋番号一番一六

二　供託所　神戸地方法務局

三　供託番号

(一)　対象土地　令和八年度金第一八四九号

(二)　対象建物　令和八年度金第一八四九号

四　供託金額

(一)　対象土地　一八、四四〇、一五八円

(二)　対象建物　〇円

五　裁判所　神戸地方裁判所

六　事件名　所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七　事件番号　令和七年（チ）第五十一号

令和八年十一月十七日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号ＪＲ神戸駅ＮＫビル六階　方円法律事務所

所有者不明土地及び建物管理人

瀬川　嘉章

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　笹川　剛

住所　神奈川県横浜市戸塚区汲沢七丁目六番二六―一〇二号

生年月日　昭和四十六年一月二十一日

二　供託所　横浜地方法務局

三　供託番号　令和八年度金第五七九九号

四　供託金額　五二、三四〇円

五　裁判所　横浜家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和八年（家）第四五〇一八号

令和八年十一月十七日

横浜市中区海岸通一―三海事ビル三階

不在者財産管理人　弁護士　青木　康郎

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　大畑　丈志

住所　愛知県安城市二本木新町一丁目七番地三

生年月日　昭和二十一年三月十五日

二　供託所　名古屋法務局

三　供託番号　令和八年度金第四一六七号

四　供託金額　二四二、〇〇五円

五　裁判所　名古屋家庭裁判所

六　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

七　事件番号　令和六年（家）第五九七号

令和八年十一月十七日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目六番一七号ケイズ・ビー三〇七号　二村綜合法律事務所

不在者財産管理人　弁護士　二村　到

決　算　公　告

令和８年11月17日

東京都千代田区丸の内一丁目６番５号

株式会社ＧｅｏＤｒｅａｍｓ

代表取締役　中村　誠司

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	42,664	流動負債	290,248
固定資産	227,762	固定負債	162,734
繰延資産	1,855	株主資本	△ 180,710
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	△ 380,710
		その他利益剰余金	△ 380,710
		（うち当期純損失）	(130,745)
		新株予約権	9
資産合計	272,281	負債・純資産合計	272,281

第 20 期 決 算 公 告

2026年９月18日

大阪市中央区南船場１丁目３番５号

株式会社アンビシャス

代表取締役　田中　正

貸借対照表の要旨

（2026年６月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,290	流動負債	1,310
固定資産	1,538	（うち賞与引当金）	(21)
繰延資産	2	固定負債	1,037
		（うち賃料保証損失引当金）	(6)
		株主資本	482
		資本金	40
		利益剰余金	442
		その他利益剰余金	442
		（うち当期純利益）	(60)
		新株予約権	0
資産合計	2,829	負債・純資産合計	2,829